

行政文書開示決定通知書

陶久 敏郎 様

警察庁長官

平成24年11月28日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
都道府県別捜査・調査対象者数 H24.11.1現在
- 2 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

| 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の算定基準 | 行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 | 実際にお支払いいただく開示実施手数料(*) |
|--------------|---|--|---------------------------|-----------------------|
| A 4判文書 1枚 | ①閲覧 | 100枚までごとにつき100円 | 100円 | 0円 |
| | ②複写機により用紙に複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円 | 10円 | 0円 |
| | ③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル) | CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚) | 110円 | 0円 |

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

平成24年12月18日

陶久 敏郎 様

平24警察庁甲情公発第278-1号により開示決定した行政文書については、別添のとおりですので送付いたします。

ご不明な点などございましたら下記までご連絡下さい。

警察庁長官官房総務課情報公関係
03-3581-0141 (内線2188)

都道府県別捜査・調査対象者数

H24.11.1現在

| 管区 | 都道府県 | ① 単独 | ② 共管・主 | ①+② | ③ 共管・従 |
|----|------|-----------|----------|-----------|----------|
| 北 | 北海道 | 76 (25) | 5 (2) | 81 (27) | 2 |
| 東 | 青森 | 7 (1) | 1 (1) | 8 (2) | 2 (2) |
| | 岩手 | 9 (4) | 2 | 11 (4) | 1 |
| | 宮城 | 3 (2) | 1 | 4 (2) | 2 |
| | 秋田 | 2 (1) | 2 (1) | 4 (2) | 1 |
| | 山形 | 9 (4) | 0 | 9 (4) | 1 |
| | 福島 | 8 (2) | 2 | 10 (2) | 0 |
| 警 | 視庁 | 44 (16) | 14 (4) | 58 (20) | 31 (4) |
| 東 | 茨城 | 8 (5) | 0 | 8 (5) | 3 (1) |
| | 栃木 | 3 (1) | 3 (2) | 6 (3) | 0 |
| | 群馬 | 3 (1) | 0 | 3 (1) | 0 |
| | 埼玉 | 22 (4) | 2 | 24 (4) | 4 (3) |
| | 千葉 | 26 (12) | 8 (1) | 34 (13) | 6 (1) |
| | 神奈川 | 38 (8) | 7 (1) | 45 (9) | 10 (3) |
| | 新潟 | 46 (11) | 0 | 46 (11) | 5 (1) |
| | 山梨 | 2 (2) | 1 (1) | 3 (3) | 0 |
| | 長野 | 7 | 3 (1) | 10 (1) | 1 |
| | 静岡 | 12 (1) | 5 (1) | 17 (2) | 4 (1) |
| 中 | 富山 | 19 (9) | 2 | 21 (9) | 2 |
| | 石川 | 25 (7) | 3 | 28 (7) | 5 (1) |
| | 福井 | 9 (4) | 0 | 9 (4) | 5 |
| | 岐阜 | 4 | 3 | 7 | 1 (1) |
| | 愛知 | 15 (7) | 7 | 22 (7) | 3 (1) |
| | 三重 | 5 (1) | 1 | 6 (1) | 5 (2) |
| | 滋賀 | 4 (2) | 1 | 5 (2) | 1 |
| 近畿 | 京都 | 13 (2) | 3 | 16 (2) | 12 (1) |
| | 大阪 | 52 (11) | 13 (2) | 65 (13) | 21 (1) |
| | 兵庫 | 27 (10) | 6 (1) | 33 (11) | 2 |
| | 奈良 | 5 (1) | 1 | 6 (1) | 0 |
| | 和歌山 | 9 (1) | 0 | 9 (1) | 2 (1) |
| 中 | 鳥取 | 7 (1) | 1 | 8 (1) | 4 (1) |
| | 島根 | 6 (3) | 5 | 11 (3) | 0 |
| | 岡山 | 11 (2) | 1 | 12 (2) | 1 |
| | 広島 | 9 (4) | 4 | 13 (4) | 6 (1) |
| | 山口 | 20 (6) | 1 | 21 (6) | 2 |
| 四国 | 香川 | 6 (1) | 1 (1) | 7 (2) | 0 |
| | 愛媛 | 12 (4) | 3 (1) | 15 (5) | 0 |
| | 徳島 | 3 (1) | 5 | 8 (1) | 2 (2) |
| | 高知 | 3 | 2 (1) | 5 (1) | 1 (1) |
| 九州 | 福岡 | 22 (7) | 6 (3) | 28 (10) | 2 |
| | 佐賀 | 6 (1) | 1 (1) | 7 (2) | 2 |
| | 長崎 | 13 (3) | 3 | 16 (3) | 1 |
| | 大分 | 8 | 3 (1) | 11 (1) | 0 |
| | 熊本 | 8 (3) | 3 | 11 (3) | 2 |
| | 宮崎 | 17 (1) | 0 | 17 (1) | 0 |
| | 鹿児島 | 32 (7) | 5 | 37 (7) | 3 (2) |
| | 沖縄 | 25 (5) | 7 (1) | 32 (6) | 0 |
| 計 | | 720 (204) | 147 (27) | 867 (231) | 158 (31) |

※ ()は女性を内数で示す。

「都道府県別調査・調査対象者数」の見方

平成 24 年 12 月 21 日

請求人：陶久敏郎

本日、この調書の見方について、所管庁である警察庁外事課の鏑木（かぶらぎ）氏に電話確認をしました。

記

- ① 単独について
ひとつの県警（都道府県）だけで捜査をしているもの。
- ② 共管とは
 - ・ 都道府県別にするため、統計上の都合で警察庁外事課が分類したもの。
 - ・ 共管とは、複数の県警（都道府県）が共同して捜査しているもの。
 - ・ 共管・主とは、届出を受理したとかで係わりの度合いが強いもの。
 - ・ 共管・従とは、係わりの度合いが弱いのもで、人数にはカウントしない。
- ③ 人数
 - ・ ①単独+②共管・主=720 (204) +147 (27) =867 (231)・・・これが、警察庁外事課所管の人数である。 ※（ ）内の数字は女性数
 - ・ これ以外に、警察庁国際テロリズム課が所管する高知県出身の女性が 1 名いる。
 - ・ この女性を加えると、平成 24 年 11 月 1 日現在の調査対象者数は、男性 636 名+女性 232 名=868 名となる。
- ④ 所管庁及び担当者
警察庁外事課：電話 03-3581-0141（大代表）
担当者：鏑木（かぶらぎ）氏